

議員提出議案第3号

桑名市議会委員会条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年10月4日 提出

提出者 桑名市議会議員 南澤 幸美

賛成者 同 辻内 裕也

同 伊藤 研司

同 竹石 正徳

同 市野 善隆

同 愛敬 重之

桑名市議会委員会条例の一部を改正する条例

桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年」を「2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

参 考

(改正のあらまし)

委員会における所管事務調査の充実のため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
(第3条) (常任委員の任期) 第3条 常任委員の任期は、 <u>1年</u> とする。ただし、 後任者が選任されるまで在任する。	<u>2年</u>